

[出店規約]

■ 出店申込および本規約の履行

出店希望者は、本申込書の必要事項を記入し、申込期限までに事務局へ提出してください。事務局からの受領連絡をもって応募手続きが完了します。その時点で出店者は本規約に同意したものとみなされ、出店にかかる規定（出店申込書、出店要項等）を厳守する義務が生じます。万一、これらに違反していることが明らかとなった場合、判断根拠などを公表することなく、その時期を問わず出店の取り消し、小間・販売物・装飾物の撤去・変更を命じる場合があります。その場合、出店に関わる費用（出店者・関係者の損害）は補償いたしません。

■ 出店申込期限

申込締切：2025年7月16日（水）

※出店応募者の中から、イベントの開催目的と申込者の出店品目や出店内容を考慮するとともに、本申込書に記載の内容等をもとに審査を行い、出店者を決定します。

※選定結果につきましては追って申込者へご連絡いたします。なお、審査内容は非公開とします。

<注意事項>1. 出店申込書を提出するにあたり、必ずコピーを取って控えとして保管してください。

2. 出店申込書に記載された内容に変更が生じた場合は、必ず文書で速やかに事務局までご連絡ください。

■ 出店条件

1. アイス業者については新潟市内および近郊において事業所・店舗を有する法人または個人で、イベントでの販売が可能であること。
2. マルシェおよびキッチンカーにおいては出店に係る法的手続きを各自にて行い、その責任を負うこと。
ただし、9月14日に歩道上にキッチンカーを配置することに係る道路占用申請および道路使用申請は主催者にて行う。
3. 下記「書類の提出」に記載の書類を指定期日までに提出すること。
4. イベント終了後、事業効果測定のため売上実績等を報告すること。

■ 書類の提出

出店者は、主催者が求める全ての書類を指定期日までに提出しなければなりません。期日に遅れたり提出が無い場合、主催者は出店取り消しを含む措置を講ずることができます。

<提出書類>

- ・アイス店舗……臨時食品営業許可申請に必要となる書類、暴力団排除に関する誓約書兼同意書 等
- ・キッチンカー… 食品営業許可書の写し、臨時食品営業許可申請を必要とする出店者は臨時食品営業許可書の写し、暴力団排除に関する誓約書兼同意書 等
- ・マルシェ……暴力団排除に関する誓約書兼同意書 等

■ 協力依頼

キッチンカー・マルシェについては、にいがた総おどり参加者への特典協力をお願いいたします。

※にいがた総おどりの参加者であることを示すスマホ画面提示で、キッチンカーの場合は大盛サービス、トッピングサービス等。

マルシェの場合は販売品の割引やワークショップで使用するパーツサービス等。特典内容は出店者に一任します。

■ 出店者説明会について

出店決定者に対して出店者説明会を行う予定はありません。質問や諸連絡等は原則メールにてお願いします。

ただし、必要に応じ臨時的に説明会を行う場合がありますので、その場合は極力ご出席くださるよう調整をお願いします。

■ 出店小間のレイアウト（出店位置）

出店小間のレイアウト（出店位置）は、主催者が小間数、出店内容などを総合的に判断し決定します。

■ 出店料について

アイス店舗出店料……1小間 15,000 円（税込・3日間）原則 3 日間

キッチンカー出店料… 1小間 6,000 円（税込・3日間）日割可

マルシェ出店料………1小間 3,000 円（税込・3日間）日割可

※原則、1者1小間の出店となります。（出店不可日がある場合や複数者でのグループ出店等は事務局にご相談ください）

※支払いについては、出店初日に現金にて集金いたします。

■ 出店キャンセルについて

出店決定後、出店者の事情によりキャンセルとなる場合であっても、8/30（土）以降（開催14日前）においては出店料を徴収いたします。

■ 損害責任

主催者は商品・展示物・金品の紛失、盗難、損傷、高温による変形、輸送事故、食中毒、来場者の取り扱い不注意などの不可抗力による損害について、いかなる損害責任も負いません。必要に応じて保険をかけるなど出店者で適切な対策をとってください。また、地震や火災、悪天候、疾病の流行等と自然災害もしくは政治経済の混乱などの不可抗力およびやむを得ない事情により、本イベントを中止または変更する場合があります。この場合に生じた損害についても主催者はいかなる責任を負いません。

ただし、あきらかに主催者側の責務で発生した事故（来場者への安全対策不備）への賠償責任保険は主催者にて加入いたします。

■ 暴力団排除に関して

出店者は出店決定後、新潟市暴力団排除条例に基づき暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書を提出していただきます。

新潟県警察本部への照会の結果、「暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの」に該当する場合は出店を取り消します。